

2第8号陳情 「東大和市議会だより」掲載基準についての見直しを求める陳情

受 理 年 月 日 令和2年5月28日

陳 情 者 東大和市桜が丘1-1449-9-325
榎本 清 ほか8人

付託する委員会 議会運営委員会

陳情趣旨

東大和市議会に提出された全ての陳情・請願について、「東大和市議会だより」でその事実を報告し、審議されなかった場合はその理由も含め記載するよう求める。

陳情理由

1. 陳情提出の経緯

私たちは3月市議会に「『東大和市子ども・子育て憲章』の制定見直しを求める陳情」を提出した者です。同市議会では不当にも上記陳情は議長預かりとされ、一度も審議されぬまま今日に至っております。

さらに、5月1日に発行された「東大和市議会だより」にはその事実さえ載せられず、陳情に署名していただいた多くの市民は、陳情が提出されたのか否かさえ知り得ない事態となっています。

市民が市議会に提出した陳情が全く審議もされず放置されること自体異常ですが、そのことが市民に報告もされないことは、情報の公開という民主主義を支える根幹を揺るがす事態です。

私たちは、このような事態が今後も続くことを憂え、一人「『東大和市子ども・子育て憲章』の制定見直しを求める陳情」のみに関わる問題ではなく、市民全体の問題として市議会だよりの在り方を問うことにいたしました。市民の知る権利を守る立場からも、市議会だよりの改革に一步踏み出されることを期待します。

2. 理由

東大和市市議会に提出された陳情・請願は議会運営委員会で審査され、各委員会付託の後、本会議で採決されることになっている。市議会だよりに掲載される陳情・請願はこの中の委員会付託されたもののみである。

「議会運営委員会申し合わせ事項等」のうち、「8. 請願及び陳情の取り扱いについ

て」で、「(2) 審査になじまない陳情の取り扱いについて」として5項目あげている。この5項目に該当する場合は本会議に上程せず、議長預かりとすると定められている。この5項目については、基本的人権を否定する内容や個人・団体に対する中傷など、合理的理由として認められるものもあるが、疑義を感じるものもなくはない。

一方、「東大和市議会広報委員会設置規程」によれば、市議会だよりの編集・発行は広報委員会の所管事項としている。その第2項で市議会だよりについて「前項第1号及び第2号に掲げる事項については、別途その詳細を定める。」とあり、「その詳細を定め」たものとして「市議会だよりについて」という文書がある。その文書によれば、「2. 各紙面の作成」として、「5) 陳情の要旨」で「②原稿は陳情文書表を用いて作成する。」と定めている。ちなみに①は「当該定例会に提出された陳情のみを掲載する。」となっている。

私たちの陳情は定例会に提出されたとは言えない扱いを受け、議会運営委員会が作成する「陳情文書表」に記載されてもいなかった。そのこと自体も問題だが、陳情文書表に記載されていないがために市議会だよりに掲載されなかった。そのため、市民にはその存在すらなかったと誤認されてしまうおそれがある。

民主主義の基本は情報を正しく伝え、市民の声を正当に受け止めることで成り立つ。議会に提出された陳情について市民に知らしめないということは、その根本原理を犯す対応といわなければならない。

さきに述べた基本的人権を否定する内容や個人・団体に対する中傷など問題のある事例については、陳情書の題名・要旨などなどのうち問題となる部分を省略、または要約・簡略化するなどの工夫をすれば掲載も不可能ではない。もちろん、そのような編集を加えた理由も併記する必要がある。それでも掲載することができない場合は、提出があった事実だけは伝える必要がある。

ましてや掲載することに不都合がない内容の陳情であるならば、それをしないという合理的な理由は全くない。併せて、その陳情が議長預かりになった理由も記載されなければならない。市民はそれらの情報を得て初めて判断を下せるのであり、市議会の広報に載せないのは、市民に対する周知義務を果たしたことになる。

市議会広報委員会が、自らの職務としてこのような改正に取り組むことを私たちは望みましたが、とても叶いそうにないと判断し、陳情を提出した次第です。

市民の知る権利を守り、開かれた議会にするために市議会だよりの改革を求めます。